

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅療養管理指導サービス及び介護予防居宅療養管理指導サービス（以下、「サービス」といいます。）を提供することを目的とします。

(二) 運営方針

クリニックは、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供します。

2. 職員の職種及び職務内容

(一) 管理者…クリニックの従業員の管理、サービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。また、クリニックの従業員にサービスの運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(二) 医師…計画的かつ継続的な医学管理に基づき、利用者の同意を得て指定居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報の提供を行います。また、利用者、家族に対して居宅サービス等を利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。

3. 営業日及び営業時間

(一) 営業日…月曜日～土曜日

(二) 営業時間…月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時30分

土曜日：午前8時30分～午後12時30分（第2・第4土曜日のみ営業）

(三) 休日…第1・第3・第5土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月15日、年末年始（12月29日～1月3日）

4. サービスの内容

クリニックが実施するサービスは、医師によるものです。

医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を依頼する介護支援専門員等に対して、計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者又は利用者の家族等に対して居宅サービス等の利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。

5. 利用料及び支払方法

(一) サービスに対する利用料

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと
し、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その自己負担割合とします。

(二) 支払方法

毎月、原則として「郵便局の自動払込み」あるいは「銀行等の口座振替」にてお支払いいただきます。

6. 内容及び利用料その他の費用の額の変更

介護報酬の改定の際は、それに伴い内容及び利用料その他の費用の額を変更させていただきます。

7. 苦情処理

(一) 利用者又は利用者の家族からの相談又は苦情等に対応する担当者及び窓口を常設しています。

受付日時…月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時30分

土曜日：午前8時30分～午後12時30分（第2・第4土曜日のみ営業）

電話 （089）941-1610（当事業所）

担当 管理者及び従業者

(二) 当クリニックに関する内容については速やかに対処し改善に努めます。

流れ

苦情受付→苦情受付の報告・確認→苦情解決への話し合い→解決結果の報告・記録

必要に応じて解決策について申出人に一定時期での報告を行います。

当病院で解決困難な場合は関連機関等に助言を求めます。

(三) 利用者又は利用者の家族のサービス提供事業者に対する苦情及び相談はいつでも以下の苦情申立機関及び相談窓口に行うことができます。

愛媛県国民健康保険団体連合会 介護・事業課

受付日時 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する
休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話 （089）968-8700

松山市 指導監査課

受付日時 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する
休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話 （089）948-6968

愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正委員会

受付日時 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する
休日を除く）

午前9時00分～午後0時00分

午後1時00分～午後4時30分

電話 （089）998－3477

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。クリニックは、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

9. 虐待について

虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じています。

- (一) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものも含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- (二) 従業者は虐待の防止のための指針を遵守します。
- (三) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (四) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

当クリニックは、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

2025年1月現在